

○江田島市豪雨による流入土砂等撤去事業補助金交付要  
綱

平成30年8月2日

制定

改正 平成30年12月21日

令和元年6月28日

(趣旨)

第1条 この要綱は、平成30年7月豪雨災害により土砂被害を受けた江田島市内の住家等敷地において、当該土砂等の撤去又は当該住宅等敷地に隣接するがけ地の復旧により、二次災害の防止及び土砂被害を受けた住民の早期の生活再建を図るため、豪雨による流入土砂等撤去事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することについて、江田島市補助金等交付規則（平成16年江田島市規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住家等敷地 日常生活の用に供している建物又はその用に供することができる建物（以下「住家等」という。）と一体として利用している敷地をいう。
- (2) がけ地 前号の住家等敷地に隣接する土地であって、当該住家等敷地に対する高低差が2メートルを超え、かつ、傾斜角が30度以上のものをいう。
- (3) 復旧 原則として原形に戻すことを目的として施工する工事をいう。
- (4) 土砂等 土砂、石、岩、樹木、がれき、木材等をいう。
- (5) 土砂被害 大雨、強風、地震その他異常な自然現象により発生したがけ崩れ、地すべり、土石流、河川氾濫等による土砂等

の住家等敷地への流入をいう。

(6) 事業実施者 土砂被害により発生した土砂等の撤去を実施する住家等敷地若しくはがけ地（以下これらを「交付対象土地」という。）を所有若しくは管理する者又は交付対象土地を所有若しくは管理する者から委任を受けて実施する者をいう。

(7) 業者 業務として土砂被害により発生した土砂等を撤去し、及び適正に処分する者又はがけ地を復旧する者をいう。

(8) り災証明書 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2に規定する災害により被災した住家等の被害の程度を市長が証明する書面をいう。

(9) 被災証明書 災害により住家等以外の動産又は不動産の被災状況を江田島市に届け出たことを、市長が証明する書面をいう。

（補助金交付対象者）

第3条 補助金交付対象者は、住家等の土砂被害でり災証明書の全壊、大規模半壊、半壊又は半壊に至らないのいずれかの判定を受けた事業実施者であって、土砂被害により発生した交付対象土地の土砂等の撤去又はがけ地の復旧を自力では実施できない者とする。ただし、り災証明書交付申請を行ったが、り災証明書の判定対象とならなかった場合で、住家等敷地内の動産若しくは不動産の被災証明書又は被災した実状の分かる写真により住家等敷地の土砂被害の状況が確認できる場合の事業実施者も対象とする。

（補助金交付対象経費等）

第4条 補助金交付対象経費は、補助金交付対象者が業者に支払った費用のうち、住家等敷地から土砂等を撤去し、適正に処分するための費用（土砂等の処分費並びに車両及び重機等の賃借料を含む。以下「撤去費用」という。）又はがけ地を復旧するための費用（以下「復旧費用」という。）とする。

2 補助金の額は、交付対象土地の区分に応じて、次の表に定める額とする。

交付対象土地の区分	補助金の額	補助金の額の限度額
住宅等敷地	前項の撤去費用	60万円
がけ地	前項の復旧費用に2分の1を乗じて得た額	60万円

3 補助金の交付回数は、1回の土砂被害において、交付対象土地1件当たり、通算して前項に定める補助金の額の限度額に至るまで交付することができるものとする。

4 同一の交付対象土地について複数の補助金交付対象者があるときは、当該補助金の交付は、当該補助金交付対象者のうち1人に限るものとする。

5 第2項の補助金の額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額を補助金の額とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業実施者(以下「申請者」という。)は、次項に規定する期限まで(以下「申請期限」という。)に、豪雨による流入土砂等撤去事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次の書類を添えて市長に申請するものとする。

(1) り災証明書の写し

(2) 撤去費用又は復旧費用の内訳・数量等の詳細が記載された業者見積書の写し

(3) 撤去費用又は復旧費用の内訳・数量等の詳細が記載された業者請求書及び領収書の写し

(4) 撤去費用又は復旧費用に係る範囲・数量等を示した付近見取図、平面図及び断面図

(5) 土砂等の撤去又はがけ地の復旧前の状況が確認できる写真

(6) その他市長が必要と認めるもの

- 2 申請期限は、令和元年12月25日までとする。ただし、申請期限日が地方自治法（昭和22年法律第67号）第4条の2に規定する市の休日に当たるときは、市の休日の翌日をもってその期限とする。
- 3 申請者は、当該要綱が適用する日以降に実施した事業について申請することができる。
- 4 第1項第1号に規定するり災証明書の写しは、第3条ただし書きの規定に該当する場合は、住家等敷地内の動産若しくは不動産の被災証明書又は被災した実状の分かる写真に代えることができる。
- 5 第1項第2号に規定する業者見積書の写しは、第1項第3号に規定する業者請求書及び領収書の写しが申請書へ添付される場合は省略することができる。
- 6 第1項の規定にかかわらず、市長は、同項各号に規定する書類のうち必要がないと認めるものについては、その添付を省略させることがある。
- 7 第2項に規定する申請期限は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、その期限を翌月の末日まで延長することができる。  
(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、豪雨による流入土砂等撤去事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者にその旨を通知する。

- 2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることがある。  
(補助金の不交付)

第7条 市長は、前条の規定による審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、申請者に対し、豪雨による流入土砂等

撤去事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）によりその旨を通知する。

（事業の着手）

第8条 申請者は、土砂等の撤去又はがけ地の復旧の実施について、補助金の交付決定前に着工する場合は、豪雨による流入土砂等撤去事業補助金の交付決定前着手届（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（補助金の変更）

第9条 申請者は、補助事業の内容を変更又は中止しようとするときは、速やかに豪雨による流入土砂等撤去事業補助金の事業計画変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、豪雨による流入土砂等撤去事業補助金交付変更決定通知書（様式第6号）による承認を受けるものとする。

2 第6条及び第7条の規定は、前項の規定による変更の申請があった場合について準用する。

（実施報告）

第10条 申請者は、補助事業が完了したときは、次項に規定する期限まで（以下「実施報告期限」という。）に、豪雨による流入土砂等撤去事業補助金実施報告書（様式第7号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第5条の申請書に添えて既に提出している書類は省略することができる。

（1）撤去費用又は復旧費用の内訳・数量等の詳細が記載された業者請求書及び領収書の写し

（2）撤去費用又は復旧費用に係る範囲・数量等を示した付近見取図、平面図及び断面図

（3）土砂等の撤去又はがけ地の復旧後の状況が確認できる写真

（4）その他市長が必要と認めるもの

2 実施報告期限は、補助事業完了の日から起算して1月を経過した日又は令和2年3月31日のいずれか早い日とする。ただし、

実施報告期限日が地方自治法（昭和22年法律第67号）第4条の2に規定する市の休日に当たるときは、市の休日の翌日をもってその期限とする。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の実施報告書が提出された場合は、速やかにその内容の審査を行い、適合すると確認したときは、交付すべき補助金の額を確定し、豪雨による流入土砂等撤去事業補助金交付額確定通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 第6条の交付決定を受けた者は、前条の規定により補助金の額の確定を受けたときは、豪雨による流入土砂等撤去事業補助金交付請求書（様式第9号）により市長に請求を行うものとする。

（補助金の交付）

第13条 市長は、前条の請求書が提出されたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第14条 規則第18条の規定による補助金等の交付の決定の全部又は一部の取消しについては、豪雨による流入土砂等撤去事業補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により行うものとする。

（補助金の返還）

第15条 規則第19条の規定による補助金の返還にあつては、豪雨による流入土砂等撤去事業補助金返還命令書（様式第11号。以下「返還命令書」という。）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 前項の返還命令書に指定する納付期限は、返還命令書を発した日の翌日から起算して14日以内においてこれを定めるものとする。

(帳簿等の保存期間)

第16条 規則第22条の市長が定める期間は、補助事業の完了した日から起算して5年を経過した日の属する市の会計年度の末日までとする。

(暴力団の排除)

第17条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条までの規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成30年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

(2) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

2 市長は、補助金の交付決定を受けた者が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条の規定による交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年8月2日から施行し、平成30年7月5日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(平成30年12月21日)

この要綱は、平成30年12月21日から施行し、平成30年7月5日から適用する。

附 則(令和元年6月28日)

この要綱は、令和元年6月28日から施行し、平成30年7月5

日から適用する。



様式第1号（第5条関係）

豪雨による流入土砂等撤去事業補助金交付申請書

年 月 日

江田島市長 様

〒  
住 所  
氏 名 ⑩  
生年月日 年 月 日  
(電話番号 )

\_\_\_\_\_年度において、豪雨による流入土砂等撤去事業補助金の交付を受けたいので、江田島市豪雨による流入土砂等撤去事業補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付を申請します。

また、私の補助事業の場所のり災証明書又は被災証明書の交付申請内容に関する情報について、補助事業の審査に必要な範囲で照会又は閲覧することに同意します。

- 補助事業の名称 : 平成30年7月豪雨災害による流入土砂等撤去事業
- 補助事業の目的 : 住家等敷地の土砂等の撤去、がけ地の復旧及び内容
- 補助事業の場所 : 江田島市\_\_\_\_\_
- 補助事業の完了 : \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
予定年月日※ (※平成30年7月5日まで遡及可能)
- 交付申請額 : 金\_\_\_\_\_円 (総事業費 \_\_\_\_\_円)
- 添付書類 (添付しない書類は、二重線で消すこと。)
  - り災証明書の写し※
  - 撤去費用又は復旧費用の内訳・数量等の詳細が記載された業者見積書の写し
  - 撤去費用又は復旧費用の内訳・数量等の詳細が記載された業者請求書及び領収書の写し
  - 撤去費用又は復旧費用に係る範囲・数量等を示した付近見取図、平面図及び断面図
  - 土砂等の撤去又はがけ地の復旧前の状況が確認できる写真
  - その他必要書類

〔※ り災証明書に代わるものとして、住家等の土砂被害で、り災証明書交付申請を行ったが、り災証明書の判定対象とならなかった場合、住家等敷地内の動産若しくは不動産の被災証明書、又は被災した実状が確認できる写真〕

確認欄

実施内容及び必要書類を確認したので、補助金を交付すべきものと認める。

年 月 日

課長

⑩

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

様

江田島市長

豪雨による流入土砂等撤去事業補助金交付決定通知書

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日付けで申請のあった豪雨による流入土砂等撤去事業補助金について、江田島市豪雨による流入土砂等撤去事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のおり交付を決定します。

- 1 補助事業の名称 : 平成30年7月豪雨災害による流入土砂等撤去事業
- 2 補助事業の場所 :
- 3 補助事業の目的 : 住家等敷地の土砂等の撤去、がけ地の復旧及び内容
- 4 交付決定額 : 金\_\_\_\_\_円
- 5 交付の条件 :
  - (1) 事業の実施について、次の各号いずれかに該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
    - ア 本事業に要する経費の配分、又は内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合
    - イ 本事業を中止し、又は廃止する場合
    - ウ 本事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合
  - (2) 実施報告書は、補助事業完了の日から起算して1月を経過した日又は令和2年3月31日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。
  - (3) 市長において、その事業又は収支状況等を調査するため、帳簿・書類の提出を求められたときは、これを拒むことができない。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

様

江田島市長

豪雨による流入土砂等撤去事業補助金不交付決定通知書

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日付けで申請のあった豪雨による流入土砂等撤去事業補助金について、次のとおり補助金を交付しないことを決定しましたので、江田島市豪雨による流入土砂等撤去事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

申請受理日	年 月 日
申請金額	
不交付の理由	<input type="checkbox"/> 予算の範囲を超えたため。
	<input type="checkbox"/> 審査結果、次の事実が判明したため。

この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して）6月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

江田島市長 様

住 所  
氏 名

印

豪雨による流入土砂等撤去事業補助金の交付決定前着手届

\_\_\_\_\_年度に、豪雨による流入土砂等撤去事業補助金の交付申請書において申請した事業について、補助金交付決定前に着手することとしたので、江田島市豪雨による流入土砂等撤去事業補助金交付要綱第8条の規定によりお届けします。

- 1 補助事業内容及び事業量 : 平成30年7月豪雨災害による流入土砂等撤去事業  
(住家等敷地の土砂等の撤去, がけ地の復旧)
- 2 補助事業費 : 金\_\_\_\_\_円  
(総事業費 \_\_\_\_\_円)
- 3 着手予定年月日 : \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日
- 4 完了予定年月日 : \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日
- 5 交付決定前着手を必要とする理由 :

別記条件

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施者（申請者）が負担するものとする。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着工・着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、変更申請は行わないこと。

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

江田島市長 様

住 所  
氏 名

印

豪雨による流入土砂等撤去事業補助金の事業計画変更承認申請書

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日付けで交付決定通知のあった平成30年度豪雨による流入土砂等撤去事業補助金に係る事業について、次のとおり計画を変更したいので、江田島市豪雨による流入土砂等撤去事業補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

1 補助金等の額 金\_\_\_\_\_円

2 変更の理由

3 変更の内容

4 事業変更の参考となる資料

- (1) 撤去費用又は復旧費用の内訳・数量等の詳細が記載された業者見積書の写し
- (2) 撤去費用又は復旧費用に係る範囲・数量を示した付近見取図，平面図及び断面図
- (3) 土砂等の撤去又はがけ地の復旧前及び撤去後の状況が確認できる写真
- (4) その他必要書類

-----  
※ 市における処理事項

審 査 年 月 日	年 月 日	審 査 者 職 氏 名
審査の適否及び所見	適 ・ 不適	職 課長 氏名

印

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

様

江田島市長

豪雨による流入土砂等撤去事業補助金交付変更決定通知書

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日付けで変更承認申請のあった豪雨による流入土砂等撤去事業補助金の補助事業の内容の変更について、審査の結果、当該変更を承認することを決定したので、江田島市豪雨による流入土砂等撤去事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり通知します。

- 1 補助事業の名称 : 平成30年7月豪雨災害による流入土砂等撤去事業
- 2 補助事業の場所 :
- 3 補助事業の目的 : 住家等敷地の土砂等の撤去, がけ地の復旧  
及び内容
- 4 交付決定額 : 変更前 金\_\_\_\_\_円  
変更後 金\_\_\_\_\_円
- 5 交付の条件 :

様式第7号（第10条関係）

豪雨による流入土砂等撤去事業補助金 実施報告書

年 月 日

江田島市長 様

住 所  
氏 名

印

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日付で交付決定通知のあった平成30年度豪雨災害による流入土砂等撤去事業補助金に係る事業について、補助事業を完了したので、江田島市豪雨による流入土砂等撤去事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

- 補助事業の名称 : 平成30年7月豪雨災害による流入土砂等撤去事業
- 補助事業の目的 : 住家等敷地の土砂等の撤去、がけ地の復旧及び内容
- 補助事業の場所 : 江田島市\_\_\_\_\_
- 実施期間※ : 着手日 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
完了日 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
(※平成30年7月5日まで遡及可能)
- 交付申請額 : 金\_\_\_\_\_円  
(総事業費 \_\_\_\_\_円)
- 添付書類（添付しない書類は、二重線で消すこと。）
  - 撤去費用又は復旧費用の内訳・数量等の詳細が記載された業者請求書及び領収書の写し
  - 撤去費用又は復旧費用に係る範囲・数量等を示した付近見取図、平面図及び断面図
  - 土砂等の撤去又はがけ地の復旧後の状況が確認できる写真
  - その他必要書類

確認欄

実施内容及び必要書類を確認したので、補助金を交付すべきものと認める。

年 月 日

課長

印

様式第8号（第11条関係）

年 月 日

様

江田島市長

豪雨による流入土砂等撤去事業補助金交付額確定通知書

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日付けで実施報告のあった豪雨による流入土砂等撤去事業補助金について、江田島市豪雨による流入土砂等撤去事業補助金要綱第11条の規定により、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

- (1) 補助事業の名称 : 平成30年7月豪雨災害による流入土砂等撤去事業
- (2) 補助事業の場所 :
- (3) 補助事業の目的 : 住家等敷地の土砂等の撤去, がけ地の復旧及び内容
- (4) 補助金の額 : 金\_\_\_\_\_円



様式第9号（第12条関係）

豪雨による流入土砂等撤去事業補助金交付請求書

年 月 日

江田島市長 様

〒  
住 所  
氏 名

印

金 円

次の口座へ振り込んでください。

金融機関名	農協・銀行・信組 信連・相銀・漁協 中金・信金・漁連							店(所)
口座種別	普通・当座・その他 ( )	口座番号						
口座 名義人	ふりがな							
	氏 名							

※ ゆうちょ銀行の場合は、通帳の写しを添付すること。

様式第10号（第14条関係）

年 月 日

様

江田島市長

豪雨による流入土砂等撤去事業補助金交付決定取消通知書

\_\_\_\_\_年\_\_月\_\_日付けで補助金の交付の決定をした豪雨による流入土砂等撤去事業補助金について、次のとおり取消しましたので、豪雨による流入土砂等撤去事業補助金交付要綱第14条の規定により通知します。

記

1 交付決定日	年 月 日
2 交付決定額	円
3 交付取消額	円
4 交付取消の理由	

この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して）6月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。

様式第 1 1 号（第 1 5 条関係）

年 月 日

様

江 田 島 市 長

豪雨による流入土砂等撤去事業補助金返還命令書

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日付けで申請のあった豪雨による流入土砂等撤去事業補助金について次のとおり交付しないことを決定しましたので、豪雨による流入土砂等撤去事業補助金交付要綱第 1 5 条の規定により、既に交付した補助金を返還してください。

記

1 請求日	年 月 日
2 交付済額	円
3 交付取消額 (返還額)	円
4 交付取消しの理由	
5 返還の期日	年 月 日
6 返還の方法	上記 3 の金額を、上記 5 の期日までに次の口座にお振込みください。

この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 月以内に市長に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して）6 月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。

様式第 1 号 (第 5 条 関係)

様式第 2 号 (第 6 条 関係)

様式第 3 号 (第 7 条 関係)

様式第 4 号 (第 8 条 関係)

様式第 5 号 (第 9 条 関係)

様式第 6 号 (第 9 条 関係)

様式第 7 号 (第 1 0 条 関係)

様式第 8 号 (第 1 1 条 関係)

様式第 9 号 (第 1 2 条 関係)

様式第 1 0 号 (第 1 4 条 関係)

様式第 1 1 号 (第 1 5 条 関係)